

歴史の継承へ —特措法制定3年後の課題—

For the Inheritance of our Historical Past:
Some Problems Three Years after the Enactment of the Act on Special Measures
for Post-war Forced Internees

有光 健*
Ken Arimitsu

2010年6月制定の「戦後強制抑留者特別措置法」(略称「シベリア特措法」)が定めたのは、①帰国した元抑留者に強制労働への補償の意味も込めた特別給付金支給、②抑留の実態解明および慰霊や次世代への継承事業への国を挙げた取り組みである。

<特別給付金支給終了、約6万9千人が受給>

特別給付金は、2010年6月の法制定時に生存していた元抑留者で日本国籍所有者を対象に、抑留期間に応じて、1人25万円から150万円が平和祈念事業特別基金を通じて支給された。2010年10月から2012年3月までに申請し特別給付金を受け取った人の総数は68,847人。

<約2万人の死者が未特定、遺骨回収は1/3>

そもそも全体で何人が抑留され、内何人が死亡したのか?が不明。旧ソ連から本格的に死亡者名簿が提供されるようになったのは、ゴルバチョフによるペレストロイカが進んだ1990年代以降のことである。

厚生労働省は、2012年7月現在で、旧ソ連地域に抑留された者約575,000人(内、モンゴル約14,000人)、確認された抑留中死亡者は36,157人、未特定の抑留中死亡者は約19,000人と発表している。合計死亡者約55,000人ということだが、実際には6万人を越える犠牲者が出ているとみられる。それらの中に当時日本の植民地だった朝鮮半島や台湾の出身者が何人いたのかについても正確な数字が残されていない。

ソ連・モンゴルからの遺骨は、19,090柱(2012.8.23.現在)で1/3程度しか回収できていない。収集にいったいいつまでかかるのか、誰も答えることができない。せつかく収集されて旧ソ連・モンゴルから帰ってきた遺骨の大半が、引き取り手がなく、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨されている。同墓苑に納められている旧ソ連・モンゴルから持ち帰られた遺骨は10,738柱(2012.8.23.現在)で、帰還した遺骨の半分をすでに越えている。

* シベリア抑留者支援・記録センター代表世話人、The Support & Documentation Center for the ex-POWs and Internees by Soviet Russia after the WWII, Japan (SDCPIS)

<実態解明・民間団体の活用に消極的に政府>

政府は、特別措置法が制定されたのを受けて、2011年8月に「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」を閣議決定して公表。その中で繰り返し「民間団体等との協力」を謳っているが、一部民間企業に下請けに出しただけで、民間の知見の活用・予算面での支援がほとんど進んでいない。

韓国は2005年から政府が調査を実施、報告書を公表した。

<徹底した調査と真相究明の体制整備を>

厚労省のシベリア関係の予算は、2012年度から倍増したが（2012年度厚生労働省社会・援護局分：約2億5973万円）、役所主導の閉鎖的な事業・作業が進められている印象をぬぐえない。ソ連軍が作成し2005年以降に厚労省に引き渡された50万8千人分の個人資料を活用するなどして、シベリア抑留全体の実態解明に取り組むべきである。

総務省は、平和祈念事業特別基金を通じた特別給付金支給が終わり、現在は新宿住友ビルの48階にある「平和祈念事業展示資料館」の運営のみが残っている。プロダクションに委託し、館長も不在のままの中途半端な運営が続いている。展示にシベリア特措法についての言及がなく、同法立法の趣旨が反映されていない。内容の偏りも以前から指摘される。

<国が追悼の主体となり、関係国駐日大使も参列を>

2003年からソ連軍最高司令官スターリンによって日本人捕虜50万人のソ連領への移送と労役を命じた秘密指令「国家防衛委員会決定9898号」が出された8月23日に国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑で、追悼の集いを開催してきた。昨年10回を数えた。昨年は厚生労働大臣も参列、追悼の言葉を述べ、国会議員も多数参列、献花している。この追悼式典を国が主催し、関係国の駐日大使が参列するよう求めたい。

<急務の体験の継承・若手研究者の育成>

毎年8月23日に参列できる抑留体験者の数は年々減少し、全国抑留者補償協議会は2011年5月に解散した。『捕虜体験記』全8巻を刊行した「ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会」も同年8月に活動を終えた。各地の戦友会や元抑留者の会も近年次々解散・消滅している。

確実に体験は風化する。記録を残し、体験を伝える活動も、当事者中心のスタイルから子供や孫の世代へと引き継がれつつあるが、一番の懸念は日本社会全体の無関心・無知である。教科書に一部記載はあるものの、きちんと教えられてこなかった。

大学での研究も立ち遅れていて、若手の研究者も少なく、拠点もない。ロシアやモンゴルの民間の研究者らの知見も十分活用されていない。国家的なプロジェクトとして、意識的に調査や研究への支援スキームを確立すべきである。

<政府の司令塔を置き、外交的にも働きかけを>

以下、その他の今後の課題を列挙しておく。

- ① 厚労・総務・外務の縦割り行政を克服する司令塔を官邸か内閣府に設けるべきである。
- ② 1991年「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定（日ソ捕虜協定）」を再検討すべきである。
- ③ 国立の資料センターの設置。
- ④ 外国籍元抑留者への措置、満州・北朝鮮・南樺太抑留者・遺族への配慮。

元抑留者に特別給付金

シベリア特措法成立 最高150万円

第二次大戦後にシベリアやモンゴルで強制労働させられた元抑留者に最高150万円の特別給付金を支給する特別給付金を支給する野党各派は、予算委員



ソ連から仲間の遺骨と共に帰国したシベリア抑留者たち—京都府舞鶴市で1950年

特別措置法は、16日夕の衆院本会議で全会一致で可決、成立した。共産、社民両党を除く野党各派は、予算委員

特別措置法は、16日夕の衆院本会議で全会一致で可決、成立した。共産、社民両党を除く野党各派は、予算委員

国の仲間たちに報告ができる。16日、シベリア特措法の成立を衆院本会議の傍聴席で見届けた全国抑留者補償協議会(全抑協)の平塚光雄会長(83)はこう喜んだ。

政府・与党は5月、元抑留者の高齢化が進んでいることなどを考慮し、特別給付金を支給することで合意。特別措置法は、超党派の議員立法として提出され、同日21日に参院を通過していた。

「これは我々にとっての勝利。ようやく天啓の光が差した。」と話した。【栗原俊雄】

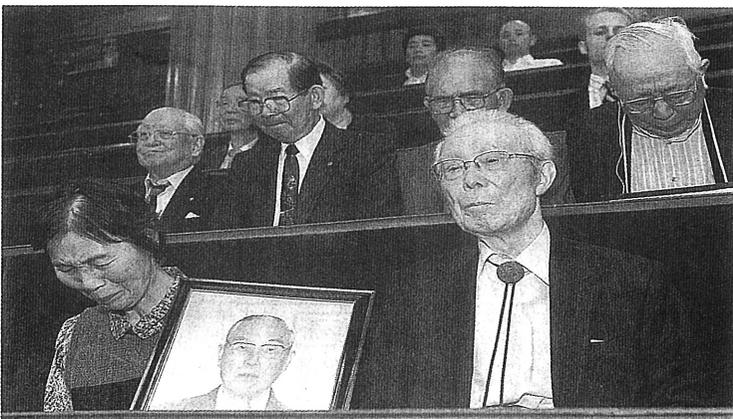
政権交代の「たまもの」

シベリア抑留者について、それが要求に沿った形で実現したのは、政権交代のたまものといえるだろう。司法は補償要求を退ける一方で、立法による救済を促してきた。

だが自民公明両党は06年末、億10万円分の旅行券などを慰労品として贈る法律を制定することで構引きを図り、元抑留者の反発を招いた。今回の特別給付金も、最長11年に及ぶ抑留期間中の賃金に見合う額とはいえない。だが、抑留された期間に応じて支給する点では、全抑協などが求める「補償」の意味合いも含む。

「戦後処理問題は解決済み」としてきた歴代政権の姿勢を転換する法律だけに、他の問題へも影響が及ぶのは必至。たとえば司法による救済を目指してきた東京大空襲の被害者団体は、立法運動を加速させる方針。国内外で積み残しになっている戦後処理問題に幅広く向き合っているのか、国会と政府は断念を迫られるだろう。

シベリア特措法が抑留の全容解明や遺骨・



抑留の補償 ようやく

シベリア特措法が成立し、夫・恒雄さんの遺影を手に涙ぐむ松原政子さん(左)と全国抑留者補償協議会の会員ら—国会内で16日、西本勝撮影(2面に記事)

遺品の収集、追悼などした意義も大きい。抑留者約60万人のうち、計されておらず生存率は許されない。【栗原俊雄】